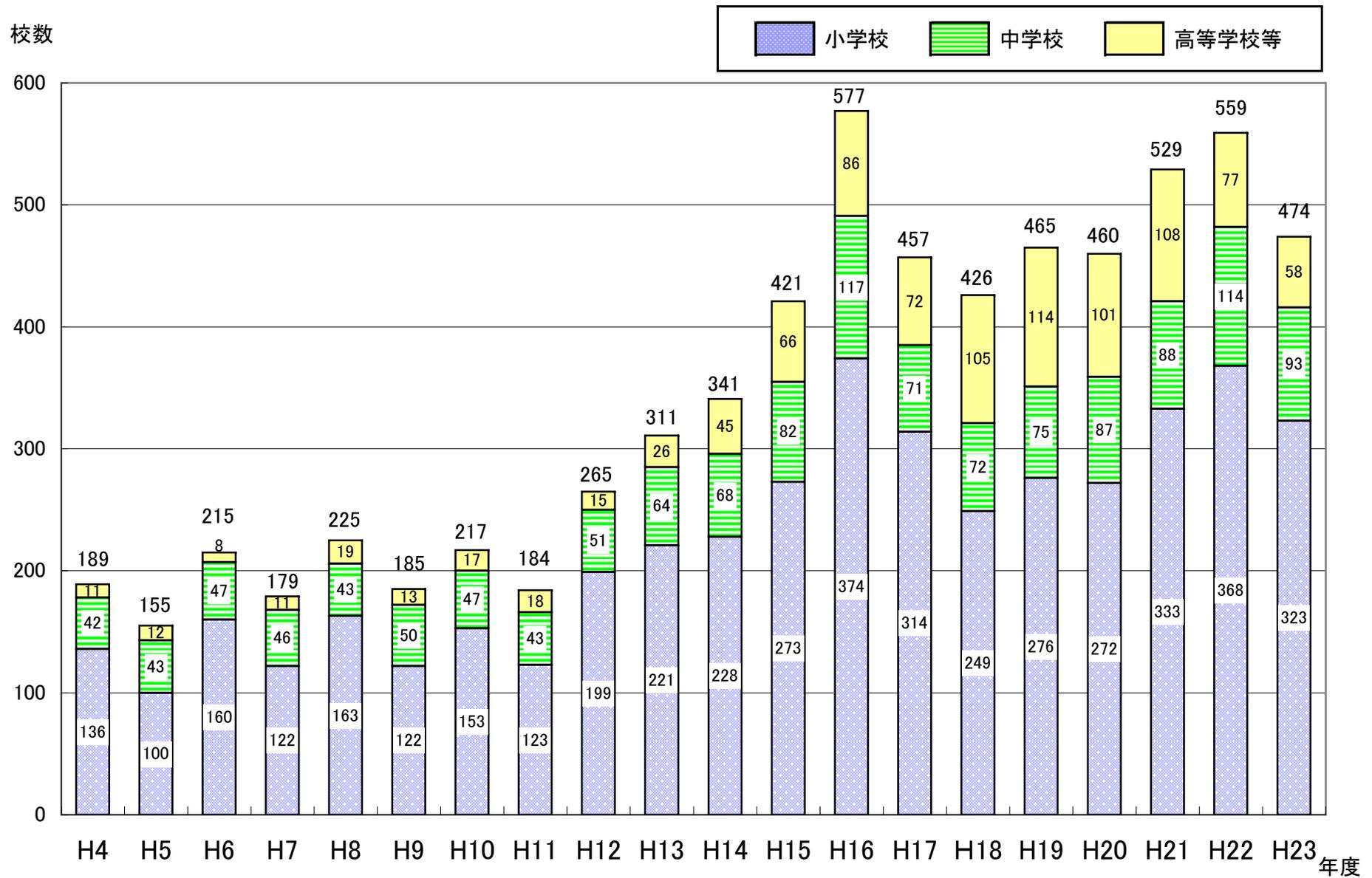


廃校施設等活用状況実態調査について
平成24年9月14日報道発表 配布資料一覧

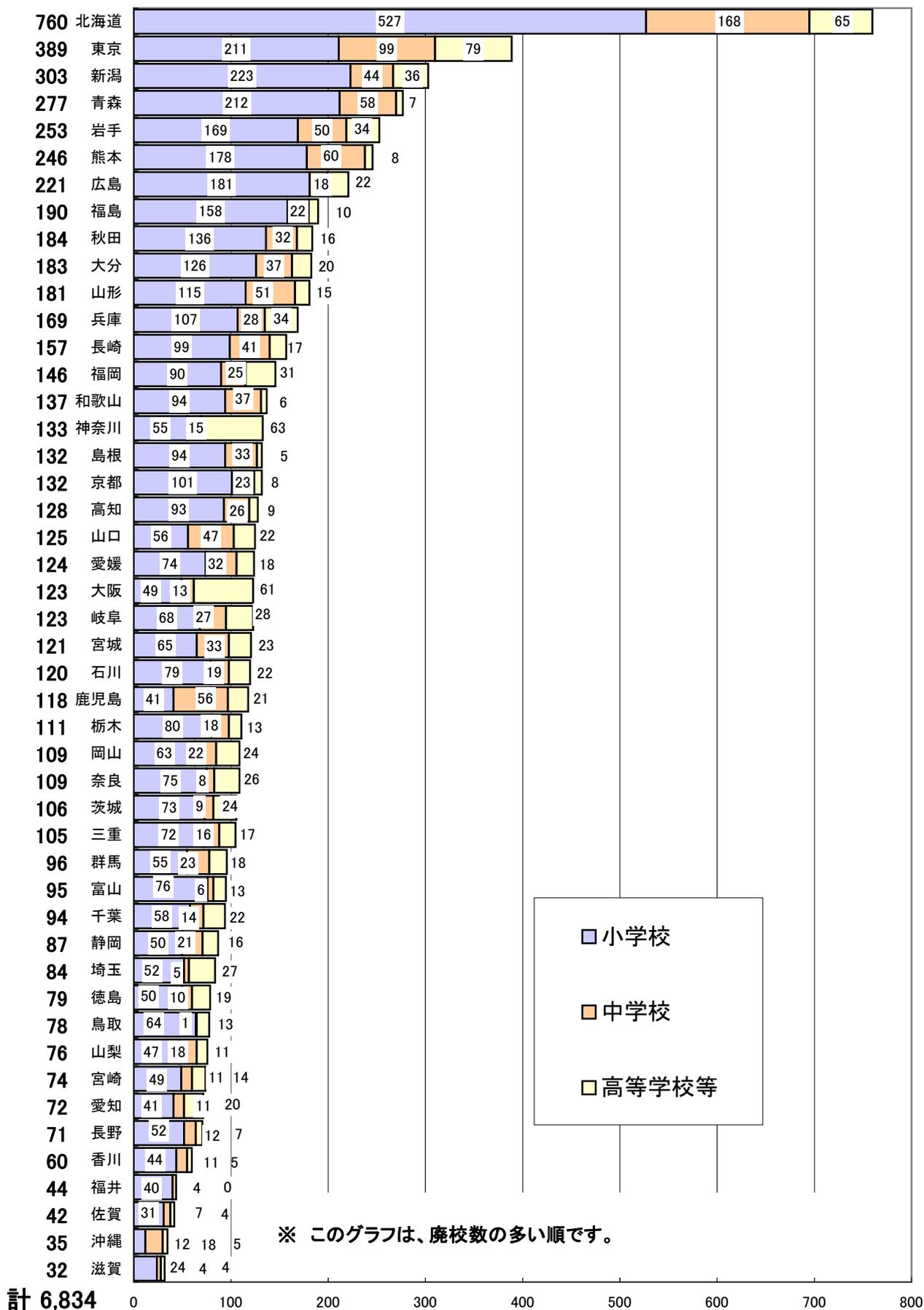
概要	廃校施設等活用状況実態調査の結果について
資料1	公立学校の年度別廃校発生数（平成4年度～平成23年度）
資料2	公立学校の都道府県別廃校発生数（平成4年度～平成23年度）
資料3	廃校の実態及び有効活用状況（平成14年度～平成23年度）
資料4	未活用廃校施設（利用計画無）の実態（平成24年5月1日現在）
資料5	建物が現存する廃校の活用実態（平成24年5月1日現在）
資料6	休校等の実態及び有効活用状況（平成24年5月1日現在）
資料7	公立学校の都道府県別休校等数（平成24年5月1日現在）
資料8	～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト概念図
資料9	公立学校施設に係る転用手続き（財産処分手続）について

公立学校の年度別廃校発生数



公立学校の都道府県別廃校発生数(平成4年度～平成23年度)

廃校数



廃校の実態及び有効活用状況

平成24年5月1日現在

廃校年度			平成14年度～平成22年度(※) (平成23年5月1日現在)		平成14年度～平成23年度 (平成24年5月1日現在)	
廃校数(A)	小学校		4,179	2,641	4,709	3,010
	中学校			769		867
高等学校等		769		832		
現存する建物有(B)	x 100(%) B/A		3,754	89.8	4,222	89.7
うち何らかの活用が図られているケース(a)	a/B		2,620	69.8	2,963	70.2
うち現在活用が図られていないケース(未利用)(b)	b/B		1,134	30.2	1,259	29.8
建物利用の予定	有(c)	c/B	243	6.5	259	6.1
	無(d)	d/B	891	23.7	1,000	23.7
現存する建物無(C)	C/A		425	10.2	487	10.3

廃校後現存する建物の主な活用用途

主な活用用途	例	件数	
		H22	H23(今回)
公民館・資料館等			754
社会教育施設	公民館、生涯学習センター等	594	608
文化施設	資料館、美術館等	131	146
社会体育施設			802
社会体育施設	スポーツセンター等	707	802
福祉施設・医療施設等			337
障害者福祉施設	自立支援施設、作業所等	64	73
保育所		32	35
児童福祉施設(保育所を除く)	子ども家庭支援センター等	31	33
放課後児童クラブ		31	40
放課後子ども教室		20	18
老人デイサービスセンター		31	36
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		22	28
その他老人福祉施設	小規模多機能ホーム、世代間交流センター等	58	60
医療施設		14	14
体験交流施設等			300
体験交流施設	自然体験施設、農業体験施設等	156	179
研修施設		78	90
宿泊施設(体験交流施設を除く宿泊施設)		25	31
庁舎等			291
庁舎等		194	210
備蓄倉庫		64	81
企業・創業支援施設・その他法人施設等			181
企業施設	工場、事務所等	91	122
創業支援施設	ベンチャー企業の拠点施設等	18	22
その他法人事務所等(企業・学校法人を除く)		31	37
住宅			32
住宅		27	32
大学施設			25
大学施設		24	25

(複数回答)

※ 東北3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、平成22年5月1日現在の廃校数または件数を計上。

未活用廃校施設（利用計画無）の実態

平成24年5月1日現在

1. 利用計画がない廃校数

廃校年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
廃校数	29	39	81	70	81	69	87	143	189	212	1,000

2. 利用計画がない理由

(地方公共団体において個別に検討している建物の件数(1529件)から回答)(複数回答)

地域等からの要望がない	建物自体が老朽化している	地域住民等と検討中	立地条件が悪い	財源が確保できない	活用方法がわからない	用途に応じて法令上の制約がある	その他(解体予定等)
672	596	281	257	213	195	48	227
44.0%	39.0%	18.4%	16.8%	13.9%	12.8%	3.1%	14.8%

3. 利用に関して検討に関わっている者

(地方公共団体において個別に検討している建物の件数(1529件)から回答)(複数回答)

教育委員会	首長部局の管財担当部署	同一地方公共団体のその他部局	地域住民	他の地方公共団体	その他(検討委員会等)
1,006	822	591	427	56	27
65.8%	53.8%	38.7%	27.9%	3.7%	1.8%

4. 利用に関する地域住民からの意向聴取

(地方公共団体において個別に検討している建物の件数(1529件)から回答)(複数回答)

説明会等によるヒアリングを実施	アンケート調査を実施	その他(地域と協議等)	実施していない
430	102	213	848
28.1%	6.7%	13.9%	55.5%

5. 利用に関する公募の実施状況

(地方公共団体において個別に検討している建物の件数(1529件)から回答)(複数回答)

地方公共団体のホームページに掲載	広報誌等(紙媒体)に掲載	「みんなの廃校」プロジェクトに掲載	地方公共団体の掲示板に公告	その他(新聞、TV等)	公募していない
105	84	67	24	38	1,301
6.9%	5.5%	4.4%	1.6%	2.5%	85.1%

6. 廃校であることの公表状況

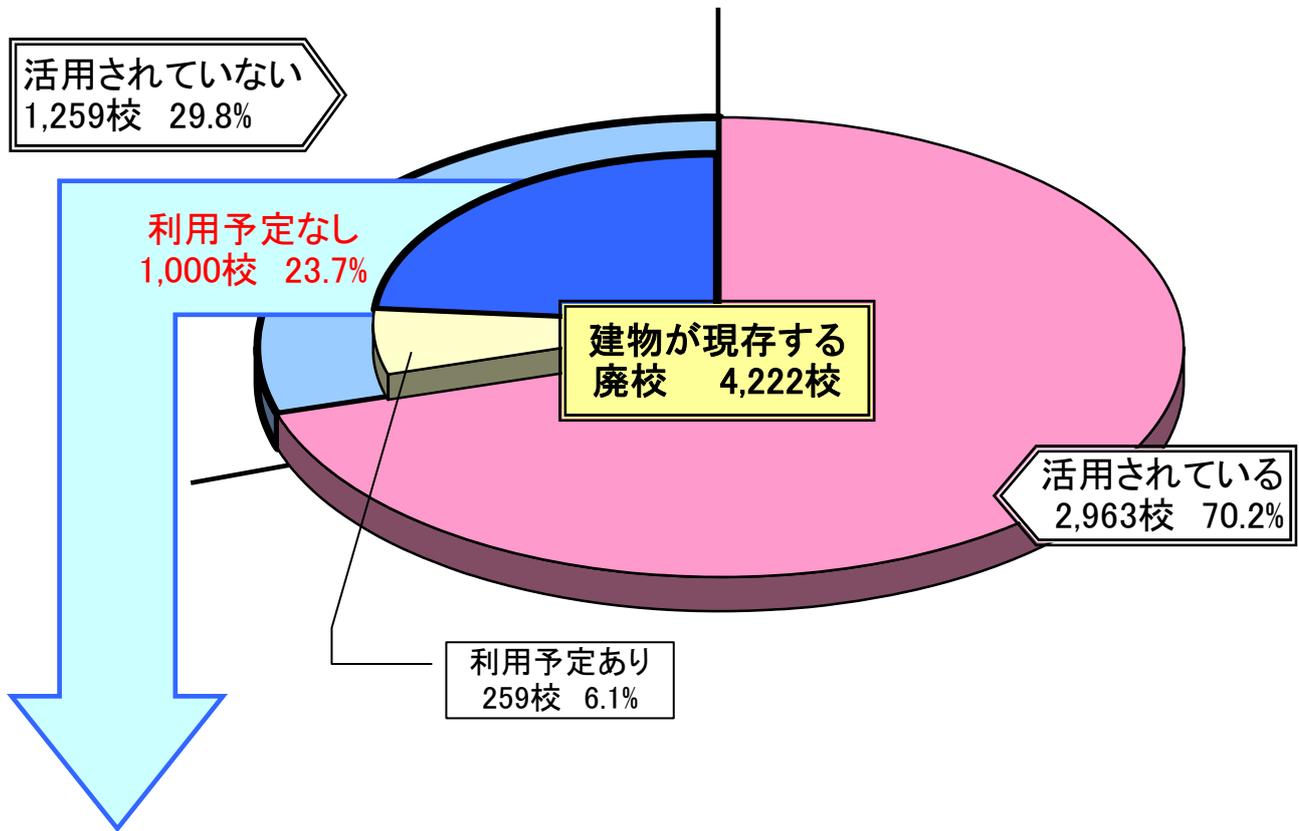
(利用計画のない廃校数(1000校)から回答)(複数回答)

広報誌等(紙媒体)に掲載	地方公共団体のホームページに掲載	地方公共団体の掲示板に公告	「みんなの廃校」プロジェクトに掲載	その他(新聞、TV等)	公表していない
334	206	169	48	36	397
33.4%	20.6%	16.9%	4.8%	3.6%	39.7%

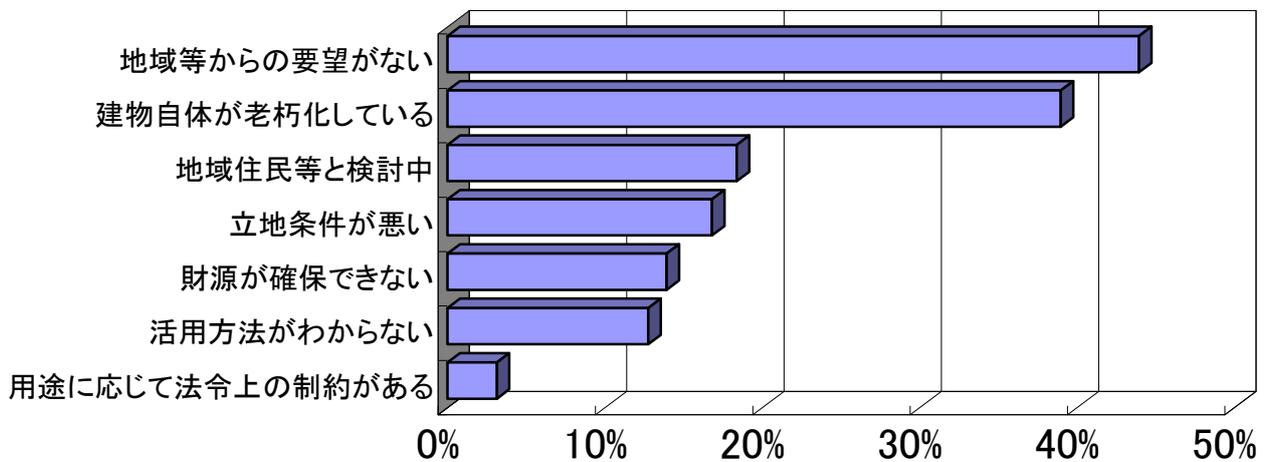
建物が現存する廃校の活用実態

平成24年5月1日現在

○廃校の活用実態



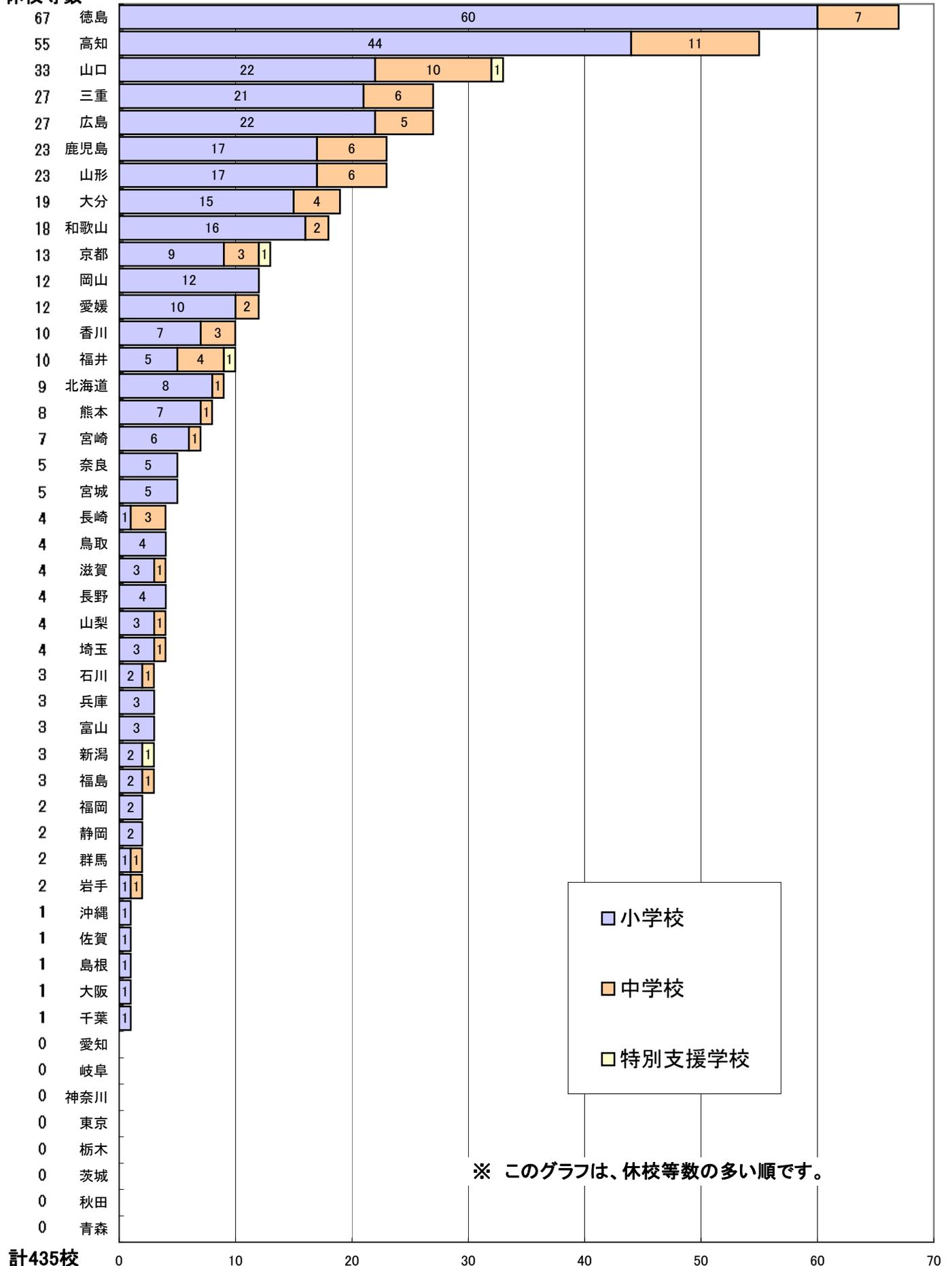
○利用計画がない主な理由



※地方公共団体において個別に検討している建物の件数(1529件)から回答(複数回答)。

公立学校の都道府県別休校等数(平成24年5月1日現在)

休校等数



休校等の実態及び有効活用状況

		平成23年5月1日現在	平成24年5月1日現在
休校等数(A) ※1	小学校	354	349
	中学校	77	82
	高等学校	0	0
	特別支援学校	3	4
うち何らかの活用が図られているケース ※2 (a)		278	280
x 100(%) a/A		64.1	64.4
1年以上の利用(c)		49	71
c/a		17.6	25.4
一時的利用(d)		229	209
d/a		82.4	74.6
うち現在活用が図られていないケース(未利用)(b)		156	155
b/A		35.9	35.6

※1 本調査における「休校等」とは、平成24年5月1日現在において在学者がいない学校(廃校を除く)をいう。

※2 主な利用方法・・・地域コミュニティ施設、地域住民による体育施設利用等

○休校等となっている期間

平成24年5月1日現在

3年未満	3～5年未満	5～7年未満	7～10年未満	10～15年未満	15年以上
125 (28.7%)	60 (13.8%)	41 (9.4%)	57 (13.1%)	69 (15.9%)	83 (19.1%)

○廃校とせず休校等にした理由(複数選択)

	回答数	割合
1 児童生徒数の増加が見込まれていた	85	19.5%
2 廃校とすべきでない等の地域等からの要望があった	261	60.0%
3 自由記述	128	29.4%
・在校生が生じる可能性がある、児童生徒数の推移を見ている	51	11.7%
・活用方法が未定、協議中	46	10.6%
・その他	31	7.1%

○今後の予定

	回答数	割合
1 在校生が生じることが決定している	8	1.8%
2 廃校が決定している	18	4.1%
3 検討中	409	94.0%

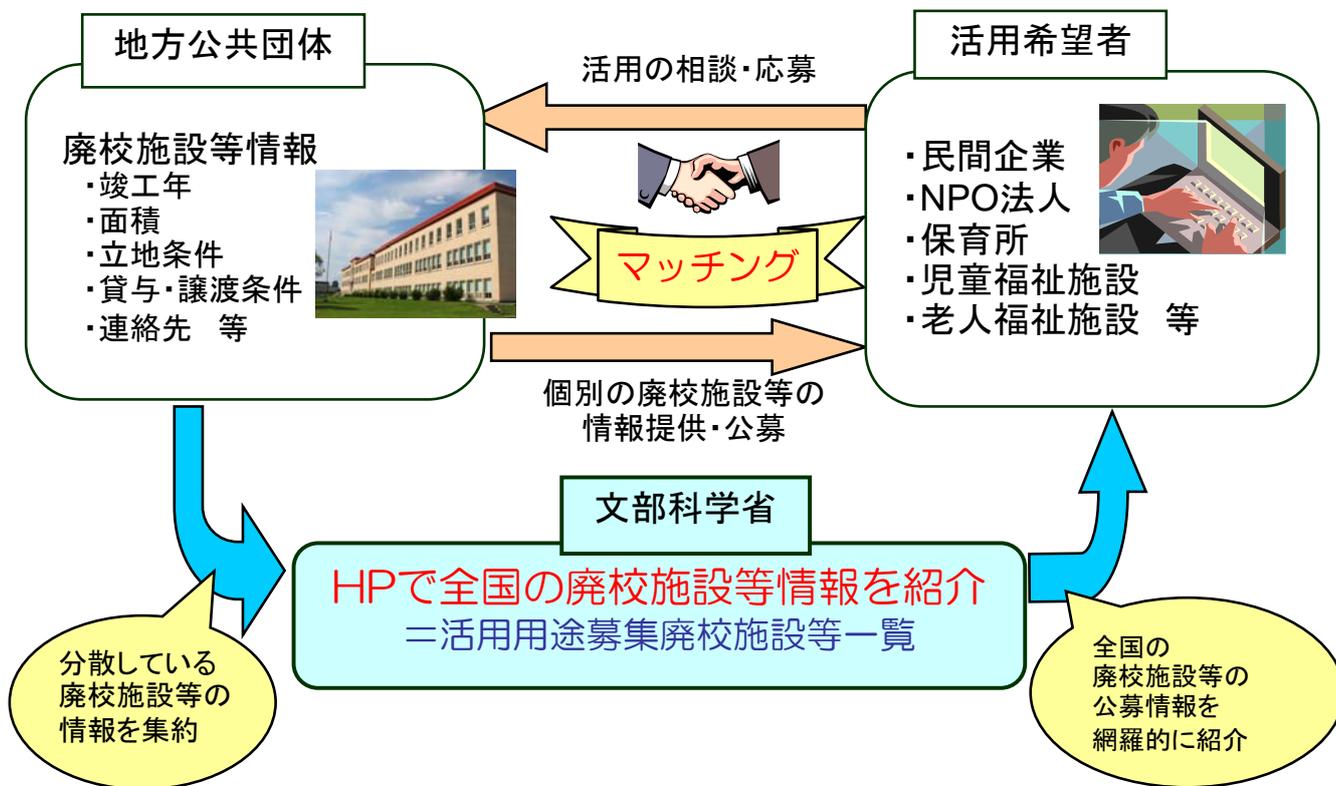


3「検討中」を選択した学校の検討内容(複数選択)

	回答数	割合
1 児童生徒数の推移を見ている	159	38.9%
2 廃校に向けて調整中	162	39.6%
3 自由記述	111	27.1%
・活用方法について検討中	63	15.4%
・該当児童生徒があれば再開する	12	2.9%
・地域等の意向等を確認中	16	3.9%
・その他	20	4.9%

「みんなの廃校」プロジェクト

～廃校施設等情報と活用ニーズのマッチング～



URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

「みんなの廃校」プロジェクトにおいて 転用が決定した廃校施設の例

都道府県名	設置者名	旧学校名	転用後施設
北海道	札幌市	もみじ台南小学校	デイサービス・介護支援等福祉施設
北海道	夕張市	幌南(こうなん)小学校	体験交流施設・企業(リース業)倉庫
北海道	新冠町	美宇(びう)小学校	研修・交流施設
茨城県	利根町	利根(とね)中学校 布川(ふかわ)小学校	4年制大学
長野県	富士見町	南中学校	民間企業(光学機器)工場
静岡県	浜松市	西浦(にしうれ)小学校	体験交流施設
宮崎県	宮崎市	去川(さるかわ)小学校	体験交流施設
宮崎県	都城市	四家(しか)小学校	研究施設

公立学校施設に係る転用手続（財産処分手続）について

原則

国庫補助を受けて整備した建物を転用する場合

⇒補助金適正化法の規定により、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）が必要**

本来、公立学校施設整備のために交付された補助金なので、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要

原則

ただし、以下の場合、財産処分手続は不要

- ・国庫補助を受けずに整備した建物を転用する場合
- ・国庫補助を受けて整備した建物で、**処分制限期間の経過している建物**を転用する場合
(例：鉄筋コンクリート造の校舎＝47年)

公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化 ～文部科学省の取り組み～

文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要**とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

(平成20年6月に取扱通知を改正)

◎・・・新たな取扱い、☆・・・取扱範囲の拡大、○・・・従前からの取扱い

国庫補助事業完了後**10年以上経過**し、次のいずれかに該当

☆無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)(相手先は問わない)

＜報告で可＞ (平成20年6月より)

- ・他の地方公共団体が使用するための無償貸与・無償譲渡
- ・社会福祉法人、学校法人、民間事業者等へ無償貸与・無償譲渡

☆国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手先を問わず、**有償貸与・有償譲渡** (平成19年3月より(平成20年6月より、廃校以外も対象))

国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当

◎耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の無償による財産処分 (平成20年6月より)

◎大規模改造事業(上記以外)で、補助後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 (平成20年6月より)

◎市町村合併に伴う、学校統合等をした建物等の無償による財産処分

＜報告で可＞ (平成20年6月より)

○学校統合後等に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与 (平成16年4月より)